

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

**緊急事態宣言を踏まえた学校園生活における新型コロナウイルス感染症の  
感染予防について（令和3年(2021年)5月12日時点）**

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒への、マスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、4月25日に発令された緊急事態宣言が5月31日まで延長され、引き続き警戒度を高め、感染予防対策の更なる徹底を図ることが重要です。

つきましては、学校園での感染予防についてお知らせするとともに、今までと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

**1 健康観察カードの徹底**

引き続き、毎朝、体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

**2 咳エチケットの徹底（マスク等の着用等）**

登校園時には、家を出るときからマスク等を着用させるようお願いします。

また、清潔なハンカチ、ティッシュとマスク等を外して置く場合のビニール袋や布等を持たせてください。

**3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合**

- ① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までには学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。
- ② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則として下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡いたしますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いいたします。なお、当該児童等のきょうだいも下校させます。
- ③ 児童等に発熱等の風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。その際には医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

**4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合や学校園での感染が不安な場合**

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。（健康観察カードには①を記入してください）この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

また、学校園での感染が不安で欠席させたい場合は、各学校園へご相談ください。

**5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い**

以下の場合は、学校園へ連絡のうえ、医療機関又は保健所から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

※学校園に伝えてほしい内容について

児童等氏名、クラス、PCR検査受検日、結果判明日、経緯、保健所(医療機関)等からの指示

- ① 児童等及び同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ② 児童等及び同居する家族が濃厚接触者に指定された場合
- ③ 児童等及び同居する家族が PCR 検査又は抗原検査等を受けた場合

【連絡先】

- 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分・・・・・・ 在籍する学校園
- 上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日）・・・・・・ 0797-71-1141（宝塚市役所）

※休日において PCR 検査の結果が陰性であることが判明した場合は、右記の二次元バーコードから報告をお願いします。陽性であることが判明した場合やスマートフォン等をお持ちでない場合、ご不明な点などがある場合は、宝塚市役所代表電話にご連絡をお願いします。



6月1日以降は新 URL 移行のためつながりません。

## 6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

## 7 不要不急の外出自粛のお願い

感染防止を徹底するため、緊急事態宣言が発令されている期間中の不要不急の外出は避けていただきますようお願いいたします。

## 8 学校園における教育活動【緊急事態宣言中の取扱い】

- ① 現段階では通常登校園とします。学級閉鎖や臨時休業を実施する場合はお知らせします。
- ② 登下校園時はマスクを着用します。息苦しくなりマスクを外す場合は十分に距離を取ります。
- ③ 調理実習や歌唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は控えます。
- ④ 体育・保健体育は、可能な限り屋外で活動し、屋内で活動する場合は呼気が激しくなる活動は控えます。また、原則としてマスクを着用します。
- ⑤ 授業参観、学級懇談、体育大会（運動会）等は、延期又は中止にします。
- ⑥ 校外活動は、延期又は中止にします。
- ⑦ その他、警戒度を高めた感染予防対策を講じた上で教育活動を継続します。

## 9 部活動（中学校）【5月12日(水)から5月31日(月)までの取扱い】

- ① 平日（4日）は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。活動時間は2時間以内とします。
- ② 土日は、原則休止とします。  
ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。
- ③ 大会等参加に伴う練習を行う場合は、現行通り、大会初日の3週間前からとします。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底します。

## 10 お問い合わせ先

- 宝塚市教育委員会 学事課（電話0797-77-2366（直通））
- 学校教育課（電話0797-77-2028（直通））
- ※早朝、夜間、休日・・・・0797-71-1141（宝塚市役所）